

## 1 計画策定の経緯及び見直しの趣旨

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向にあることから、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このため、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成13年（2001年）4月、DV防止法が制定され、平成19年（2007年）7月の第2次改正では、保護命令制度の拡充に加え、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定とDV相談センターの設置が、市町村の努力義務となるなど、市町村に対し、DV防止施策のより一層の充実が求められることとなりました。

また、配偶者間だけでなく、交際相手からの暴力も非常に深刻な問題となっています。

これらの問題に対応するために、本市では、平成22年（2010年）5月にDV防止計画を策定しました。

DV防止計画では、計画策定後の社会情勢の変化やDV防止法の改正等を踏まえ、計画期間の中間年である平成27年度（2015年度）に見直しを行うこととしており、このたび見直しを行うものです。

## 2 計画の位置付け

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づき、国の基本方針に即し、広島県の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を勘案して策定する市町村計画とします。

なお、デートDV対策の重要性を考慮して、デートDVに関する施策についても記述しています。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度（2010年度）から平成32年度（2020年度）までとします。